



日医発第 894 号（地域）（健Ⅱ）
令和 4 年 8 月 10 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 釜 菫 敏
常任理事 細 川 秀 一
(公 印 省 略)

救急医療等のひっ迫回避に向けた対応について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記の事務連絡が厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等より各都道府県等衛生主管部（局）宛へ発出されました。

これまで医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取り組みについては、「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（令和 4 年 2 月 3 日付（保 272）（地 483）（健Ⅱ 529））にて、また「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」（令和 4 年 7 月 26 日付日医発第 777 号（地域）（健Ⅱ）（保険）（介護）（医経））では受診控えが起こらないよう配慮の上で、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えること等、周知依頼を差し上げております。

今般、新規感染者の急増に伴い救急外来の受診が増加していることや、救急車が医療機関に受け入れられるまでに時間を要する事例が生じていることなどを背景に、8 月 2 日に日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の 4 学会から、「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する 4 学会声明」が出され、症状の程度等に応じた行動が依頼されております。

標記の事務連絡は、前述の周知を各地域の実情に応じて取り組みを進めるに当たり、限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように地域住民の御協力をお願いする趣旨から、4 学会の声明の内容を参考としてお知らせするものです（詳細は添付資料をご参照下さい）。

また、各地域における周知に際して、自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに健康フォローアップセンター等に登録する仕組み（発熱外来自己検査体制）の活用や、体調が悪くなったとき等に医療従事者等が電話で対応する相談窓口の周知、そうしたフォローアップ・相談体制の強化に取り組むことについて依頼がなされております。

併せて、厚生労働省から経済団体等に対して、職場等において、療養開始時や復帰時に発熱外来での検査を求めないことについて要請を行っているとのこととです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年8月5日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

救急医療等のひっ迫回避に向けた対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組については、「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（令和4年1月28日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・看護課・保険局医療課事務連絡）において周知したところです。

また、「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、受診控えが起こらないよう配慮の上で、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えること、ただし、症状があり、医療機関への受診を希望される患者については、厚生労働省等のホームページの情報を参照し、都道府県の電話相談等を活用いただくこと等について、地域住民に対する周知を進めるようお願いしたところ です。

今般、新規感染者の急増に伴い、救急外来の受診が増加し、また、救急車が医療機関に受け入れられるまでに時間を要する事例が生じていることなどを背景に、去る8月2日に日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から、「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する4学会声明」が出され、その中において、次の旨のとおり、症状の程度等に応じた行動のお願いが記載されているところです。

- 症状が軽い場合は、65歳未満で基礎疾患や妊娠がなければ、限りある医療資源を有効活用するためにも、検査や薬のためにあわてて医療機関を受診することは避けること
- 症状が重い場合や、65歳以上の方や基礎疾患がある方、妊娠中、ワクチン未接種の方などは、重症になる可能性があるため、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ必ず相談、受診（オンライン診療を含む）すること
- 救急車を呼ぶ必要がある症状は、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、

日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などがあり、このような場合には救急車を呼ぶことをためらわないこと

- 救急車の利用の判断に迷う場合には、普段からの体調を把握しているかかりつけ医への相談、各種相談窓口などを活用すること

貴部（局）においては、前述の周知を、各地域の実情に応じて進めていただくに当たり、限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、地域住民の御協力をお願いする趣旨から、こうした内容について参考としてお知らせします。

また、当該周知に際して、次の事項にも取り組んでいただくよう、お願いします。

- ・自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに健康フォローアップセンター等に登録する仕組み（発熱外来自己検査体制）の活用（※1）や、体調が悪くなったときなどに不安や疑問に対応できるよう、医療従事者等が電話で対応する相談窓口（※2）の周知
- ・こうしたフォローアップ・相談体制の強化

（※1）オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（令和4年7月22日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973522.pdf> 参照）

（※2）各都道府県が公表・周知している「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html 参照）

「子ども医療電話相談（#8000）」等

なお、厚生労働省から経済団体等に対して、職場等において、療養開始時や復帰時に発熱外来での検査を求めないことについて要請を行っておりますことを、併せてお知らせします。

以上

（参考）上記4学会のウェブサイト

一般社団法人日本感染症学会

<https://www.kansensho.or.jp/>

一般社団法人日本救急医学会

<https://www.jaam.jp/index.html>

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会

<http://primary-care.or.jp/>

一般社団法人日本臨床救急医学会

<http://jsem.me/>

オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応

令和4年8月4日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 患者発生時の届出項目の更なる削減

- ▶ 7月22日に届出項目の削減を行ったところであるが、医療機関の負担が更に増加していることに鑑み、発生届の届出項目を更に削減し、最小限必要な項目のみとすることを可能とする。（現行の感染症法上の位置づけの下での運用を見直し）
- ▶ 具体的には、都道府県等において体調悪化時等に連絡ができる健康フォローアップセンター等を開設し、連絡先を患者に伝える体制が構築されている場合には、重症化リスクの低い患者（65歳以上の患者以外）の発生届については、氏名、性別、生年月日、報告日、住所（市区町村名まで）、電話番号のみとすることを可能とする。

※「更に削減した項目」は、診断日、採取日、有症状の場合は発症日、ワクチン接種回数、番地など詳細な住所、氏名のうちふりがな

2. 「発熱外来自己検査体制」整備の更なる推進

- ▶ 都道府県における抗原定性検査キットの配布については、11の自治体において実施中、大半の自治体において8月中までには実施予定、または準備中となっている。
- ▶ 自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに自治体の健康フォローアップセンター等に登録する仕組みについては、9自治体で実施中、多くの自治体で準備中となっている。
- ▶ 「発熱外来自己検査体制」においては健康フォローアップセンター等の開設が極めて重要であり、その内容も地域の実情に応じた適切なものとする必要がある。先行して実施している自治体の好事例を周知するとともに、全都道府県における実施に向けて、取組を強く促していく。

3. 効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

- ▶ 6月20日付けの厚生労働省から都道府県等に対する事務連絡等において、
 - ・ 病棟単位のゾーニングを行わなくても、病室単位でのゾーニング（注）による柔軟で効率的な病床の活用が可能であること
 - ・ 様々な状況に応じた個人防護具の選択
 - ・ 外来でコロナ疑い患者を診療する場合は、インフルエンザ流行時に準じた対応が可能であること

等についてお示しているところ。

注）例えば、神奈川県済生会横浜市東部病院において、先進的な取組の実例あり

オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応

4. 救急医療等のひっ迫回避に向けた対応

- ▶ 7月22日付けで、厚生労働省から都道府県等に対し、受診控えが起こらないよう配慮の上で、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えることについて、地域住民に対する周知を進めるよう要請したところ。
- ▶ この度（8月2日）、日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する4学会声明」が出され、その中において、次のとおり、症状の程度等に応じた行動のお願いが記載されている。
 - ・症状が軽い場合は、65歳未満で基礎疾患や妊娠がなければ、限りある医療資源を有効活用するためにも、検査や薬のためにあわてて医療機関を受診することは避けること
 - ・症状が重い場合や、65歳以上の方や基礎疾患がある方、妊娠中、ワクチン未接種の方などは、重症になる可能性があるため、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ必ず相談、受診（オンライン診療を含む）すること
 - ・救急車を呼ぶ必要がある症状は、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などがあり、このような場合には救急車を呼ぶことをためらわないこと
 - ・救急車の利用の判断に迷う場合には、普段からの体調を把握しているかかりつけ医への相談、各種相談窓口などを活用すること
- ▶ こうした内容について、厚生労働省から、地域の実情に応じて都道府県等が地域住民に周知する際の参考とするよう、連絡する。その趣旨は、限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、国民の協力をお願いするものである。
- ▶ また、都道府県等に対し、地域住民に対する周知に際して、自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに自治体の健康フォローアップセンター等に登録する仕組み（発熱外来自己検査体制）の活用や、体調が悪くなったときなどに不安や疑問に対応できるよう、医療従事者等が電話で対応する相談窓口（※）も合わせて周知すること、また、こうしたフォローアップ・相談体制の強化を図るよう、要請する。

（※）各都道府県が公表・周知している「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyassessyokusya.html参照）、
「子ども医療電話相談（#8000）」等
- ▶ 合わせて、職場等において、療養開始時や復帰時に発熱外来での検査を求めないことについて経済団体等に要請を行っており、引き続き幅広く周知を図る。